

甲 府 市 公 報

第 1357 号

発行所 甲 府 市 役 所
発行人 甲 府 市
(毎月 5 日発行
発行定日が休日に当たるときはその翌日)
印刷所 サンニチ印刷
甲府市北口二丁目 6 番 10 号

目 次

[条 例]

甲府市事務分掌条例の一部を改正する条例	413
甲府市職員定数条例の一部を改正する条例	413
職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	414
甲府市学校職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例	414
甲府市手数料条例の一部を改正する条例	415
甲府市水道事業給水条例等の一部を改正する条例	415

[規 則]

甲府市児童手当事務取扱規則	418
甲府市公印規則の一部を改正する規則	425
職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	427
市立甲府病院使用料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則	428
甲府市農機具等貸付規則の一部を改正する規則	429

[規 程]

甲府市事案決定規程の一部を改正する規程	429
---------------------	-----

[告 示]

開発行為に関する工事の完了公告（2件）	430
地籍調査の結果に基づき地図及び簿冊を作成した旨の公告	430
予防接種実施公告	430
介護保険料納入通知書・更正通知書公示送達	431
農用地利用集積計画を定めた旨の公告	431
担保権設定等財産の参加差押通知書公示送達	432
入札告示（3件）	432
建築基準法による一団地の区域等の公告	435
国民健康保険料納入通知書公示送達	435
開発行為に関する工事の完了公告（2件）	436
プロポーザル方式に係る手続き開始の公告	436
国民健康保険被保険者証無効告示	436
固定資産税（土地家屋）督促状公示送達	437
指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業	

者の指定公示	437
配当計算書（謄本）公示送達	438
充当通知書公示送達	438
地縁による団体の認可に伴う告示	438
充当通知書公示送達	439
配当計算書（謄本）公示送達	439
充当通知書公示送達	439
広告物等を保管した旨の公告	439
配当計算書（謄本）公示送達	439
充当通知書公示送達	439
配当計算書（謄本）公示送達	440
充当通知書公示送達	440
開発行為に関する工事の完了公告	440
市民税・県民税税額決定兼納税通知書公示送達	440
開発行為に関する工事の完了公告	440
平成24年度補正予算の公表	441
開発行為に関する工事の完了公告	441
入札告示（5件）	441
計量器定期検査の実施公示	446
配当計算書（謄本）公示送達（2件）	446

充当通知書公示送達（2件）	446
介護保険料督促状公示送達	447
介護保険料過誤納還付・充当通知書公示送達	447
開発行為に関する工事の完了公告	447
農業振興地域整備計画の変更公告	448
開発行為に関する工事の完了公告	448
甲府市職員採用試験実施公告	448
介護保険被保険者証無効告示	448
開発行為に関する工事の完了公告（2件）	448
人事行政運営状況の公表	449
差押調書（謄本）公示送達	449
予防接種実施公告	449
道路区域の変更告示	450

[教育委員会]

甲府市市立の小中学校に就学すべき者の学校の指定に関する規則の一部を改正する規則	451
甲府市学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則	451

[選挙管理委員会]

甲府市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程	452
甲府市選挙管理委員会公印規程	452
選挙人名簿登録者総数の3分の1、50分の1及び6分の1の数の告示	455

[農業委員会]

甲府市農業委員会9月定例総会招集公告	456
--------------------	-----

[上下水道局]

甲府市上下水道局職員の勤務時間及び休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程	456
入札告示（11件）	457

[任免辞令]

市長事務部局	469
--------	-----

条例

甲府市事務分掌条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年9月21日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第20号

甲府市事務分掌条例の一部を改正する条例

甲府市事務分掌条例（昭和48年4月条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条中「市民生活部」を「市民部」に、「都市建設部」を「建設部」に改め、庁舎建設部の項を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 甲府市建築審査会条例（昭和54年12月条例第38号）の一部を次のように改正する。
第9条中「都市建設部」を「建設部」に改める。
- 3 甲府市開発審査会条例（平成12年9月条例第38号）の一部を次のように改正する。

第7条中「都市建設部」を「建設部」に改める。

甲府市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年9月21日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第21号

甲府市職員定数条例の一部を改正する条例

甲府市職員定数条例（昭和24年7月条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「495」を「563」に、「2, 105」を「2, 173」に改める。

附 則

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年9月21日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第22号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和26年8月条例第29号）の一部を次のように改正する。

第9条の3の見出しを「（骨髄等提供休暇）」に改め、同条中「骨髄移植」の次に「又は末梢血幹細胞移植」を加え、「骨髄提供休暇」を「骨髄等提供休暇」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

甲府市学校職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年9月21日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第23号

甲府市学校職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

甲府市学校職員の勤務時間等に関する条例（昭和45年12月条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3の項中「骨髄提供休暇」を「骨髄等提供休暇」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

甲府市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年9月21日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第24号

甲府市手数料条例の一部を改正する条例

甲府市手数料条例（平成12年3月条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第34号中「はり紙」を「貼紙」に、「はり札」を「貼札」に改め、同号コ中「400円」の次に「（1年（堅ろうな広告物等にあつては、2年）を超える期間、表示し、又は設置するものについては、600円）」を加える。

附 則

この条例は、平成24年10月1日から施行する。ただし、「はり紙」を「貼紙」に、「はり札」を「貼札」に改める部分は、公布の日から施行する。

甲府市水道事業給水条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年9月21日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第25号

甲府市水道事業給水条例等の一部を改正する条例

（甲府市水道事業給水条例の一部改正）

第1条 甲府市水道事業給水条例（平成9年12月条例第67号）の一部を次のように改正する。

目次中「第6章 補則（第38条）」を「第6章 布設工事監督者の配置基準
第7章 補則（第41条）
及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準（第38条～第40条）」に改める。

る。

第33条第1項中「第4条」を「第5条」に改める。

第38条を第41条とする。

第6章を第7章とし、第5章の次に次の1章を加える。

第6章 布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の
資格基準

（布設工事監督者を配置する工事）

第38条 法第12条第1項の条例で定める水道の布設工事は、法第3条第8項の水道施設の新設又は次に掲げる増設若しくは改造の工事とする。

- (1) 1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
- (2) ちんでん池、ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

（布設工事監督者の資格）

第39条 法第12条第2項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 第1号又は第2号の規定による卒業をした者であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の規定による卒業をした者にあつては1年以上、第2号の規定による卒業をした者にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目に相当する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択した者に限る。）であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（水道技術管理者の資格）

第40条 法第19条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 前条の規定により水道の布設工事監督者たる資格を有する者
- (2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学等以外の学科目（工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目をいう。）を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については7年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目に相当する学科目又は前号の工学等以外の学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

（甲府市簡易水道等条例の一部改正）

第2条 甲府市簡易水道等条例（昭和39年4月条例第40号）の一部を次のように改正する。

第11条を第13条とし、第10条中「甲府市水道事業給水条例（平成9年12月条例第67号。以下この条において「給水条例」という。）」を「給水条例」に改め、同条を第12条とし、第9条の次に次の2条を加える。

（布設工事監督者を配置する工事）

第10条 水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第12条

第1項の条例で定める水道の布設工事は、法第3条第8項の水道施設の新設又は次に掲げる増設若しくは改造の工事とする。

- (1) 1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
- (2) ちんでん池、ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事
(布設工事監督者及び水道技術管理者の資格)

第11条 法第12条第2項及び第19条第3項の条例で定める資格については、甲府市水道事業給水条例（平成9年12月条例第67号。以下「給水条例」という。）第39条及び第40条の規定を準用する。この場合において、給水条例第39条第1号中「2年」とあるのは「1年」と、同条第2号中「3年」とあるのは「1年6月」と、同条第3号中「5年」とあるのは「2年6月」と、同条第4号中「7年」とあるのは「3年6月」と、同条第5号中「10年」とあるのは「5年」と、同条第6号中「にあっては1年」とあるのは「にあっては6月」と、「2年」とあるのは「1年」と、同条第8号中「1年」とあるのは「6月」と、給水条例第40条第2号中「4年」とあるのは「2年」と、「6年」とあるのは「3年」と、「8年」とあるのは「4年」と、同条第3号中「10年」とあるのは「5年」と、同条第4号中「5年」とあるのは「2年6月」と、「7年」とあるのは「3年6月」と、「9年」とあるのは「4年6月」と読み替えるものとする。

(甲府市古関・梯町簡易水道条例の一部改正)

第3条 甲府市古関・梯町簡易水道条例（平成17年12月条例第64号）の一部を次のように改正する。

第7条を第9条とし、第6条中「甲府市水道事業給水条例（平成9年12月条例第67号。以下「給水条例」という。）」を「給水条例」に改め、同条を第8条とし、第5条の次に次の2条を加える。

(布設工事監督者を配置する工事)

第6条 水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第12条第1項の条例で定める水道の布設工事は、法第3条第8項の水道施設の新設又は次に掲げる増設若しくは改造の工事とする。

- (1) 1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事

(2) ちんでん池、ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

(布設工事監督者及び水道技術管理者の資格)

第7条 法第12条第2項及び第19条第3項の条例で定める資格については、甲府市水道事業給水条例（平成9年12月条例第67号。以下「給水条例」という。）第39条及び第40条の規定を準用する。この場合において、給水条例第39条第1号中「2年」とあるのは「1年」と、同条第2号中「3年」とあるのは「1年6月」と、同条第3号中「5年」とあるのは「2年6月」と、同条第4号中「7年」とあるのは「3年6月」と、同条第5号中「10年」とあるのは「5年」と、同条第6号中「にあっては1年」とあるのは「にあっては6月」と、「2年」とあるのは「1年」と、同条第8号中「1年」とあるのは「6月」と、給水条例第40条第2号中「4年」とあるのは「2年」と、「6年」とあるのは「3年」と、「8年」とあるのは「4年」と、同条第3号中「10年」とあるのは「5年」と、同条第4号中「5年」とあるのは「2年6月」と、「7年」とあるのは「3年6月」と、「9年」とあるのは「4年6月」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規則

甲府市児童手当事務取扱規則をここに公布する。
平成24年9月21日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市規則第27号

甲府市児童手当事務取扱規則

甲府市児童手当等事務取扱規則（昭和62年7月規則第33号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）に基づく児童手当（法附則第2条第1項の給付を含む。以下同じ。）の支給等に関し、法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（父母指定者指定届の処理）

第2条 市長は、児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号。以下「省令」という。）第1条の3の届書の提出があったときは、当該届書を提出した者に父母指定者指定届受領証を交付するものとする。

（認定請求書の処理）

第3条 市長は、一般受給資格者（法第7条第1項の一般受給資格者をいう。以下同じ。）に係る省令第1条の4第1項の請求書の提出があったときは、受給資格の有無及び児童手当の額について審査し、その結果を児童手当 認定・認定請求却下 通知書（第1号様式）により当該請求書を提出した者に通知するものとする。

2 市長は、施設等受給資格者（法第7条第2項の施設等受給資格者をいう。以下同じ。）に係る省令第1条の4第3項の請求書の提出があったときは、受給資格の有無及び児童手当の額について審査し、その結果を児童手当 認定・認定請求却下 通知書（施設等受給資格者用）（第2号様式）により当該請求書を提出した者に通知するものとする。

（額改定認定請求書の処理）

第4条 市長は、一般受給者（省令第2条第1項の一般受給者をいう。以下同じ。）に係る同項の請求書の提出があったときは、児童手当の額の改定の要否について審査し、その結果を児童手当 額改定・額改定請求却下 通知書（第3号様式）により当該一般受給者に通知するものとする。

2 市長は、施設等受給者（省令第2条第3項の施設等受給者をいう。以下同じ。）に係る同項の請求書の提出があったときは、児童手当の額の改定の要否について審査し、その結果を児童手当 額改定・額改定請求却下 通知書（施設等受給者用）（第4号様式）により当該施設等受給者に通知するものとする。

（額改定届の処理及び職権による額改定）

第5条 市長は、一般受給者に係る省令第3条第1項の届書の提出があったときは、当該届出に係る事実の有無について審査し、当該事実があると認めたときは児童手当 額改定・額改定請求却下 通知書により当該一般受給者に通知し、当該事実がないと認めたときは当該届書を当該一般受給者に返送するものとする。

2 市長は、施設等受給者に係る省令第3条第2項の届書の提出があったときは、当該届出に係る事実の有無について審査し、当該事実があると認めたときは児童手当 額改定・額改定請求却下 通知書（施設等受給者用）により当該施設等受給者に通知し、当該事実がないと認めたときは当該届書を当該施設等受給者に返送するものとする。

3 市長は、前2項の届書の提出がない場合であっても、公簿等により児童手当の額を減額すべきものと認めたときは、職権によりその額を改定し、児童手当 額改定・額改定請求却下 通知書又は児童手当 額改定・額改定請求却下 通知書（施設等受給者用）により当該一般受給者又は施設等受給者（以下「受給者」という。）に通知するものとする。

（現況届の処理）

第6条 市長は、一般受給者に係る省令第4条第1項の届書の提出があったときは、当該届書の記載事項等により審査し、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第14条第1項又は第2項の規定により認定の請求があったものとみなされる場合に該当すると認めたときは児童手当 認定・認定請求却下 通知書により、支給事由が消滅したと認めたときは当該手当の認定を取り消し児童手当

支給事由消滅通知書（第5号様式）により当該一般受給者に通知するものとする。

- 2 市長は、施設等受給者に係る省令第4条第3項の届書の提出があったときは、当該届書の記載事項等により審査し、支給事由が消滅したと認めるときは、当該手当の認定を取り消し、児童手当支給事由消滅通知書（施設等受給者用）（第6号様式）により当該施設等受給者に通知するものとする。

（受給事由消滅届の処理及び職権に基づく消滅）

第7条 市長は、一般受給者に係る省令第7条第1項の届書の提出があったときは、当該手当の認定を取り消し、児童手当支給事由消滅通知書により当該一般受給者に通知するものとする。

- 2 市長は、施設等受給者に係る省令第7条第2項の届書の提出があったときは、当該手当の認定を取り消し、児童手当支給事由消滅通知書（施設等受給者用）により当該施設等受給者に通知するものとする。

- 3 市長は、前2項の届書の提出がない場合であっても、公簿等により支給事由が消滅したものと認めるときは、職権により当該手当の認定を取り消し、児童手当支給事由消滅通知書又は児童手当支給事由消滅通知書（施設等受給者用）により当該受給者に通知するものとする。

4 市長は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第24条の規定による届出があったとき（その届出に係る書面に同法第29条の2の規定による付記がされたときに限る。）は、当該付記に係る児童手当の認定を取り消し、児童手当支給事由消滅通知書又は児童手当支給事由消滅通知書（施設等受給者用）により当該受給者に通知するものとする。

（未支払請求書の処理）

第8条 市長は、一般受給資格者に係る省令第9条第1項の請求書の提出があったときは、未支払の児童手当の給付の適否について審査し、その結果を未支払児童手当 支給決定・請求却下 通知書（第7号様式）により当該請求書を提出した者に通知するものとする。

- 2 市長は、施設等受給資格者に係る省令第9条第2項の請求書の提出があったときは、未支払の児童手当の給付の適否について審査し、その結果を未支払児童手当 支給決定・請求却下 通知書（施設等受給資格者用）（第8号様式）により

当該請求書を提出した者に通知するものとする。

（寄附に係る事務処理）

第9条 法第22条の2第1項の規定により寄附の申出をする者は、省令第12条の9第1項の申出書を支払期月の前月10日までに市長に提出するものとし、当該寄附は、当該申出書を提出した日以後に支払われるべき児童手当を対象として行われるものとする。

- 2 市長は、前項の申出書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該提出があった日以後の支払期月ごとに、当該申出書を提出した者（以下この条において「寄附申出者」という。）に支給される児童手当の額（法第22条の3又は第22条の4の規定に基づく徴収等がある場合は、当該徴収等される額を控除した額）のうち当該申出書に記載された寄附の金額に相当する額を、寄附申出者に代わって受領し、及び寄附として受納するものとする。

- 3 市長は、前項の規定による受納をしたときは、児童手当に係る寄附受領証明書（第9号様式）を当該寄附申出者に交付するものとする。

- 4 寄附申出者は、当該寄附の内容を変更し、又は当該寄附を撤回しようとするときは、第2項の規定による受領がなされる前にその旨を市長に申し出るものとし、当該変更又は撤回は、当該申出があった日以後に支払われるべき児童手当を対象として行うものとする。

（支払）

第10条 児童手当の支払日は、法第7条第1項の認定を受けた一般受給資格者にあつては法第8条第4項に規定する支払期月（以下この項において「支払期月」という。）の10日とし、法第7条第2項の認定を受けた施設等受給資格者にあつては支払期月の25日とする。ただし、その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条の休日（以下この項において「日曜日等」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日等でない日とする。

- 2 児童手当の支払は、受給者の申請に基づき口座振替の方法により行うものとする。ただし、市長が当該支払方法により難しいと認める受給者については、この限りでない。

- 3 前項本文の場合において、市長は、受給者の申出その他の理由により必要でな

いと認めるときは、甲府市財務規則（昭和62年1月規則第1号）第62条第2項第3号の銀行振込案内書の送付を省略することができる。

（支払の一時差止の通知）

第11条 市長は、法第11条の規定により児童手当の支払を一時差し止めることとしたときは、児童手当支払差止通知書（第10号様式）により当該受給者に通知するものとする。

（処分の取消し）

第12条 市長は、児童手当の支給についての認定、児童手当の額の改定、支払の一時差止めその他の処分に関し誤りがあったときは、速やかにその処分を取り消し、適切に新たな処分を行うとともに、当該取消しは、文書をもって当該取消しを受けた者に通知するものとする。

（委任）

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式（第3条、第6条関係）

第 年 月 日

様

甲府市長

印

児童手当 認定・認定請求却下 通知書

年 月 日付で請求のありました児童手当については、次のとおり 認定・請求を却下 しましたので通知します。

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に山梨県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に甲府市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。

認定に関する事項	
1	支給対象児童数
2	区分
3	手当月額
4	支給開始年月
5	支給要件児童に該当しない児童の氏名及びその理由
認定請求却下に関する事項	
却下した理由	
備考	

第2号様式（第3条関係）

第 年 月 日 号

様

甲府市長



児童手当 認定・認定請求却下 通知書（施設等受給資格者用）

年 月 日付で請求のありました児童手当については、次のとおり 認定・請求を却下 しましたので通知します。

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に山梨県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に甲府市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。

認定に関する事項	
1	支給対象児童数
2	手当月額
3	支給開始年月
4	支給対象児童の氏名及び生年月日
5	支給要件児童に該当しない児童の氏名、生年月日及びその理由
認定請求却下に関する事項	
却下した理由	
備考	

第3号様式（第4条、第5条関係）

第 年 月 日 号

様

甲府市長



児童手当 額改定・額改定請求却下 通知書

児童手当の額については、請求・届出・職権 により次のとおり 改定・却下 しましたので通知します。

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に山梨県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に甲府市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。

額改定に関する事項	
1	改定後の支給対象児童数
2	区分
3	改定後の手当月額
4	改定年月
5	改定（増額・減額）理由
額改定請求却下に関する事項	
却下した理由	
備考	

第4号様式（第4条、第5条関係）

第 年 月 日 号

様

甲府市長

印

児童手当 額改定・額改定請求却下 通知書（施設等受給者用）

児童手当の額については、請求・届出・職権により次のとおり 改定・却下 しましたので通知します。

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に山梨県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に甲府市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。

額改定に関する事項	
1	改定後の支給対象児童数
2	改定後の手当月額
3	改定年月
4	増額又は減額の原因となる児童の氏名、生年月日及び改定の理由
5	支給要件児童に該当しない児童の氏名、生年月日及び改定の理由
額改定請求却下に関する事項	
却下した理由	
備考	

第5号様式（第6条、第7条関係）

第 年 月 日 号

様

甲府市長

印

児童手当支給事由消滅通知書

次のとおり児童手当の支給事由が消滅しましたので通知します。

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に山梨県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に甲府市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。

- 1 消滅した日
- 2 消滅の理由

第6号様式（第6条、第7条関係）

第 号
年 月 日

様

甲府市長



児童手当支給事由消滅通知書（施設等受給者用）

次のとおり児童手当の支給事由が消滅しましたので通知します。

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に山梨県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に甲府市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。

- 1 消滅した日
- 2 消滅の理由

第7号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

甲府市長



未支払児童手当 支給決定・請求却下 通知書

年 月 日付で請求のありました未支払児童手当については、次のとおり支給することを決定・請求を却下しましたので通知します。

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に山梨県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に甲府市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。

支払の内容

- 1 支払期間
- 2 支払金額
- 3 支払年月日
- 4 支払方法

却下した理由

第8号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

甲府市長



未支払児童手当 支給決定・請求却下 通知書（施設等受給資格者用）
 年 月 日付で請求のありました未支払児童手当については、
 次のとおり 支給することを決定・請求を却下 しましたので通知します。
 なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算し
 て60日以内に山梨県知事に対して審査請求をすることができます。
 また、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、上記の審査請求に対す
 る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に甲府市を被告として
 （訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。

児童の氏名
児童の住所
支払の内容
1 支払期間
2 支払金額
3 支払年月日
4 支払方法
却下した理由

第9号様式（第9条関係）

整理番号	
------	--

児童手当に係る寄附受領証明書

住所
(所在地)

氏名
(法人名及び代表者名)

寄附金額

児童手当法第8条第4項の規定により 年 月 日に支払われた児
 童手当のうち、上記の額を、同法第22条の2第1項の規定に基づく寄附額とし
 て受領したことを証明します。

年 月 日

甲府市長



※ 本受領証明書は確定申告の際、税金の控除に必要な書類となりますので、大切に保管してください。

注1 所得税の寄附金控除と住民税の寄附金税額控除の両方の適用を受け
 るためには、所得税の確定申告書の提出が必要です。確定申告書に本
 受領証明書を添付し、所轄の税務署へ確定申告書を提出してくださ
 い。

注2 所得税の確定申告書を提出しない給与所得者の方、給与所得者で年
 末調整を受けた方又は年金を受給されている方で、住民税の寄附金税
 額控除の適用のみを受けようとする場合は、本受領証明書の証明年月
 日の翌年1月1日現在お住まいの市区町村へ本受領証明書を添付して
 申告をしてください。

第10号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

甲府市長

印

児童手当支払差止通知書

次のとおり児童手当の支払を差し止めましたので通知します。

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に山梨県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に甲府市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。

支払差止の内容

- 1 支払差止事由
- 2 支払差止額
- 3 支払差止期間

甲府市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年9月21日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市規則第28号

甲府市公印規則の一部を改正する規則

甲府市公印規則（昭和44年8月規則第49号）の一部を次のように改正する。

別表第1専用公印の表市印の項中「かい書」を「楷書」に改め、同表市長印の項

中

27の2	かい書	方 8	ゴム	退隠料等の改 定に使用する 印	総務部人事管 理室研修厚生 課長	2
------	-----	-----	----	-----------------------	------------------------	---

を

「

27の2						
------	--	--	--	--	--	--

削除

に、

」

「

27の3	同	径 8	同	
------	---	-----	---	--

を

」

「

27の3	楷書	径 8	ゴム	
------	----	-----	----	--

に、

」

「

27の4	同	方 10	同	老人保健標準 負担額減額認 定証に使用す	福祉部高齢 者・障害者支 援室高齢者福	3
------	---	------	---	----------------------------	---------------------------	---

」

				る印	祉課長		を
					中道支所住民 課長	1	
					上九一色出張 所長	1	

27の4 削除							に、
------------	--	--	--	--	--	--	----

高齢者医療費 受給者証等に 使用する印	福祉部高齢 者・障害者支 援室高齢者福 祉課長	3
重度心身障害 者医療費助成 金受給者証に 使用する印	福祉部高齢 者・障害者支 援室障害福祉 課長	3

重度心身障害 者医療費助成 金受給者証に 使用する印	福祉部高齢 者・障害者支 援室障害福祉 課長	3
-------------------------------------	---------------------------------	---

に改め、同表証明専用市長印（番号入自動証明器用）の項を次のように改める。

削除	29						
----	----	--	--	--	--	--	--

別表第1専用公印の表市長認印の項中「かい書」を「楷書」に改め、同表市長職務代理者印の項中「かい書」を「楷書」に、

36の2 の2	同	方10	同
------------	---	-----	---

福祉部高齢 者・障害者支 援室高齢者福 祉課長	2
中道支所住民 課長	1

36の3	同	方7	同	

上九一色出張 所長	1
福祉部高齢 者・障害者支 援室高齢者福 祉課長	3
福祉部高齢 者・障害者支 援室障害福祉 課長	3
福祉部子ども 家庭支援室児 童育成課長	5
中道支所住民 課長	1
上九一色出張 所長	1

36の3	同	方7	同	

福祉部高齢 者・障害者支 援室障害福祉 課長	3
福祉部子ども 家庭支援室児 童育成課長	5
中道支所住民 課長	1
上九一色出張 所長	1

め、同表証明専用市長職務代理者印（番号入自動証明器用）の項を削り、同表市長

職務代理者認印の項中「かい書」を「楷書」に改め、同項個数の欄中「14」を「7」に、「4」を「2」に、「2」を「1」に改め、同表福祉事務所長印の項中「かい書」を「楷書」に改める。

別表第2中 「

27の2
市 甲
長 府

」を削除に、「

27の4・27の5
長 甲
印 府市

」を

削除 「

27の4
長 甲
印 府市

」に、「

28・29
市 証明 甲
長 専用 府
印 (番号)

」を「

28
市 証明 甲
長 専用 府
印 (番号)

」削除

に、「

36の2
代 長 甲
理 職 府
者 務 市

」を「

36の2の2
代 長 甲
理 職 府
者 務 市
印

」に、「

36の2
代 長 甲
理 職 府
者 務 市

」を「

37・37の2
職務代理者印
証明 甲
専用 府
(番号) 市長

」

を「

37
職務代理者印
証明 甲
専用 府
(番号) 市長

」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年9月21日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市規則第29号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成7年3月規則第4号）の一部を次のように改正する。

第14条の見出しを「（骨髄等提供休暇）」に改め、同条第1項中「骨髄提供休暇」を「骨髄等提供休暇」に、「骨髄液の」を「骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の」に、「又は骨髄移植のため」を「又は」に、「骨髄液を」を「骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「骨髄提供休暇」を「骨髄等提供休暇」に改め、同条第5項中「骨髄提供休暇申請書」を「骨髄等提供休暇申請書」に改める。

第2号様式（2枚目）（表）中「骨髄提供休暇」を「骨髄等提供休暇」に改める。

第4号様式中「骨髄提供休暇申請書」を「骨髄等提供休暇申請書」に、

「

<input type="checkbox"/> 骨髄提供登録のための血液検査
<input type="checkbox"/> 血液精密検査（MLC検査等）
<input type="checkbox"/> 骨髄採取のための健康診断
<input type="checkbox"/> 骨髄採取のための入院

」を

「

<input type="checkbox"/> 骨髄等提供登録のための血液検査	<input type="checkbox"/> その他（ ）
<input type="checkbox"/> 血液精密検査（MLC検査等）	

」に

- 骨髄等採取のための健康診断
- 骨髄等採取のための入院

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

市立甲府病院使用料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年9月21日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市規則第30号

市立甲府病院使用料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

市立甲府病院使用料等徴収条例施行規則（昭和35年11月規則第46号）の一部を次のように改正する。

別表予防接種関係の表中

肺炎球菌ワクチン	1回	7,715円
----------	----	--------

を

肺炎球菌ワクチン	1回	7,715円
単独不活化ポリオワクチン	1回	9,524円
		ただし、予診のみの場合は、3,505円

に

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

甲府市農機具等貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年9月21日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市規則第31号

甲府市農機具等貸付規則の一部を改正する規則

甲府市農機具等貸付規則（昭和39年4月規則第35号）の一部を次のように改正する。

別表中

ハンマーナイフモア	1日につき	3,060円	を
-----------	-------	--------	---

ハンマーナイフモア	1日につき	3,060円	に、
乗用モア	1日につき	3,680円	

測量機器（平板、アリダード、ボール、巻尺）	無料	を
バンダー	無料	

測量機器（平板、アリダード、ボール、巻尺）	無料	に改める。
-----------------------	----	-------

第1号様式中「ハンマーナイフモア」を「ハンマーナイフモア
乗用モア」に、

「測量機器（平板、アリダード、ボール、巻尺）
バンダー」を「測量機器（平板、アリ

ダード、ボール、巻尺）」に、「測量機器 バンダー」を「測量機器」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規程

甲府市規程第5号

甲府市事案決定規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年9月21日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市事案決定規程の一部を改正する規程

甲府市事案決定規程（昭和48年4月規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2組織・人事及び研修に関する事項の表第8号中「骨髄提供休暇」を「骨髄等提供休暇」に改める。

別表第2総務部、人事管理室、人事の表第3項第1号中「骨髄提供休暇」を「骨髄等提供休暇」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

告示

甲府市告示第398号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成24年9月4日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市国玉町字飯寄120番3
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
山梨市歌田110番地3
コンフォートヤマナシ305
武 井 智

甲府市告示第399号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成24年9月4日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市国玉町字飯寄 14番1、14番4から14番10まで
以上8筆
- 2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市都市建設部計画指導室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都台東区東上野四丁目27番3号
東京セキスイハイム株式会社

代表取締役 渡 邊 博 行

(別添図省略)

甲府市告示第400号

甲府市中央二丁目、中央四丁目の全域、丸の内一丁目、丸の内二丁目及び宝一丁目の各一部の地域内の土地について、国土調査法による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告する。
なお、当該地図及び簿冊は、下記のとおり一般の閲覧に供する。

平成24年9月4日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 地図及び簿冊の名称
「甲府市地籍図」及び「地籍簿」
- 2 閲覧期間
平成24年9月5日から9月24日まで20日間
(9月8日・9日以外の土・日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日は除く。)
- 3 閲覧場所
平成24年9月5日(水)～10日(月)
甲府市総合市民会館(甲府市青沼三丁目5番44号)
平成24年9月11日(火)～14日(金)
中央公民館(甲府市丸の内三丁目26番16号)
平成24年9月18日(火)～21日(金)
社会教育センター(甲府市丸の内一丁目12番1号)
平成24年9月24日(月)
遊亀会館(甲府市太田町10番1号)
- 4 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、訂正の申し出をすることができる。
- 5 誤り等訂正の申し出は、書面によることとなっているので、各自印章を持参すること。
- 6 誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 7 閲覧は、期間中毎日午前9時30分から午後4時までの間とする。

甲府市告示第401号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条の規定により、予防接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和23年厚生省第197号）第5条の規定により公

告する。

平成24年9月4日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 実施内容（平成24年9月分）

種 類	対 象 者		場 所
ポリオ	第1期初回	生後3月から90月未満の者	指定 医療機関 (別掲)
B C G		生後6月未満	
ジフテリア 百日咳 破傷風 (DPT)	第1期初回	生後3月から90月未満の者	
	第1期追加		
ジフテリア 破傷風 (DTトキソイド)	第2期	11歳以上13歳未満の者	
麻しん風しん混合 (MR)	第1期	生後12月から24月未満の者	
	第2期	5歳以上7歳未満の者であって、 小学校就学前の1年間にある者	
	第3期	平成11年4月2日から平成12 年4月1日の間に生まれた者 (中学1年生相当)	
	第4期	平成6年4月2日から平成7年4 月1日の間に生まれた者 (高校3年生相当)	
麻しん単独 風しん単独	第1期初回	生後6月から90月未満の者	
	第1期追加	生後6月から90月未満の者	
	第2期	9歳以上13歳未満の者	
	特例 ^{*1}	平成7年6月1日から平成19年 4月1日の間に生まれた者	

※1 平成17年5月30日の接種勧奨差し控えにより、全4回の日本脳炎予防接種を完了できなかった者への救済措置。

2 予防接種を受けることが適当でない人

- (1) 明らかに発熱のある人
- (2) 重篤な急性疾患に罹っていることが明らかの人
- (3) その日に受ける予防接種によって、又は予防接種に含まれる成分でアナフィラキシーショックを起こしたことがある人
- (4) その他医師が不適当な状態と判断した場合

(別紙省略)

甲府市告示第402号

次の介護保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので調査を行ったが、なお不明のため介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成24年9月5日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 書類名 甲府市介護保険料納入通知書・更正通知書
- 2 発送日 平成24年8月15日
- 3 項目 平成24年度介護保険料2期～9期分
- 4 納期限 平成24年8月31日 平成24年10月1日
平成24年10月31日 平成24年11月30日
平成25年1月4日 平成25年1月31日
平成25年2月28日 平成25年4月1日
- 5 納付場所 甲府市指定金融機関
甲府市収納代理金融機関
ゆうちょ銀行
甲府市指定コンビニエンスストア
甲府市税務部収納管理室収納課
甲府市福祉部高齢者・障害者支援室介護保険課
甲府市総合行政窓口センター
- 6 送達を受けるべき者 別紙のとおり
- 7 保管場所 甲府市福祉部高齢者・障害者支援室介護保険課

(別紙省略)

甲府市告示第403号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、次のとおり閲覧に供する。

平成24年9月5日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 農用地利用集積計画の閲覧場所
甲府市増坪町791-1
甲府市産業部農林振興室農業振興課
- 2 農用地利用集積計画の閲覧期間
告示の日から2週間

甲府市告示第404号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20号の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべきものが請求した時はいつでも交付する。

平成24年9月5日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | |
|-------------|---------------------------|
| 1 書類名 | 担保権設定等財産の参加差押通知書 税発第1348号 |
| 2 送達を受けるべき者 | 木村 義光 |
| 3 保管場所 | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課 |

甲府市告示第405号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成24年9月6日

甲府市長 宮 島 雅 展

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(土木) 150号		
工事名	橋梁下部工事（市道新油川橋線歩道橋）		
工事場所	甲府市西油川町地内		
工事概要	1	工事内容	橋梁下部工 鋼管杭工（φ600 L=20.0m）N=6本

		鋼管杭工（φ600 L=21.5m）N=5本 鋼管杭工（φ600 L=15.0m）N=5本 橋台工（逆T式橋台）N=2基 橋脚工（小判柱橋脚）N=1基 平ブロック張工 A=936㎡ 護岸用張ブロック工 A=206㎡ 小口止め工 N=6箇所 かごマット工 A=396㎡	
2	工期	平成25年3月31日まで	
3	予定価格（税込み）	137,959,500円	
4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用	
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A
	3	同種工事施工実績	河川改良又は道路改良工事等。ただし、1件の工事請負額が6,800万円以上の実績に限る。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	簡易型（I）
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成24年9月6日
	2	入札説明書等配付締切日	平成24年9月18日
	3	申請書受付開始日	平成24年9月6日
	4	申請書受付締切日	平成24年9月18日
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成24年9月24日
	6	設計図書配付開始日	平成24年9月6日
	7	設計図書配付締切日	平成24年9月25日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成24年9月6日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成24年9月25日

	10	入札日時	平成24年10月2日 午前10時
	11	価格以外の評価点公表日	平成24年10月5日
	12	開札日時	平成24年10月12日 午前9時
	13	落札者決定日	平成24年10月15日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 配置予定技術者の入札時の状況 工程表 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成24年9月28日 午後5時まで
	2	回答	平成24年10月1日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成24年10月10日まで
	2	回答	平成24年10月11日
価格以外の評価を修正した場合		公表	平成24年10月11日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金		免除	
契約保証金		契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度		適用	
支払条件		前金払	請求できる
		中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）
		部分払	請求できる
問い合わせ先		甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市相生二丁目17番1号 電話055-237-5124	

甲府市告示第406号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成24年9月6日

甲府市長 宮島雅展

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(建築) 155号		
工事名	甲府市地方卸売市場青果棟低温売場・保冷库新設（建築主体）工事		
工事場所	甲府市国母六丁目5番1号		
工事概要	1	工事内容	低温売場-1（新設）299.75㎡ 低温売場-2（新設）99.94㎡ 低温売場-3（新設）100.056㎡ 保冷库（新設）123.876㎡
	2	工期	平成25年3月13日まで
	3	予定価格（税込み）	59,968,650円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	不適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	建築一式 A又はB
	3	同種工事施工実績	公共施設等の鉄骨造等の新築、改築、増築工事。ただし、1件の工事請負額が2,900万円以上の実績に限る。元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
総合評価に関する事項	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
	1	総合評価方式の種類	特別簡易型
	2	加算点の満点	10
日程	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
	1	入札説明書等配付開始日	平成24年9月6日

	2	入札説明書等配付締切日	平成24年9月18日
	3	申請書受付開始日	平成24年9月6日
	4	申請書受付締切日	平成24年9月18日
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成24年9月24日
	6	設計図書配付開始日	平成24年9月6日
	7	設計図書配付締切日	平成24年9月25日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成24年9月6日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成24年9月25日
	10	入札日時	平成24年10月2日 午前10時15分
	11	価格以外の評価点公表日	平成24年10月5日
	12	開札日時	平成24年10月12日 午前9時15分
	13	落札者決定日	平成24年10月15日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 配置予定技術者の入札時の状況 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成24年9月28日 午後5時まで
	2	回答	平成24年10月1日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成24年10月10日まで
	2	回答	平成24年10月11日
価格以外の評価を修正した場合		公表	平成24年10月11日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金		免除	
契約保証金		契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	

低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）
	部分払	請求できる（ただし、工事請負額に応じ、適用除外あり。）
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市相生二丁目17番1号 電話055-237-5124	

甲府市告示第407号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成24年9月6日

甲府市長 宮 島 雅 展

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(防水) 157号		
工事名	甲府市立図書館屋上防水改修工事		
工事場所	甲府市城東一丁目12番33号		
工事概要	1	工事内容	屋上塩ビ遮熱シート防水改修 3, 304㎡ 他一式
	2	工期	平成25年1月31日まで
	3	予定価格（税込み）	43, 408, 050円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	不適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	防水 直近の経営事項審査結果通知書の総合評価値（P）500点以上
	3	同種工事施工実績	公共施設等の防水工事。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合の

		ものに限る。
	4	配置予定技術者の資格 入札説明書に記載
日程	1	入札説明書等配付開始日 平成24年9月6日
	2	入札説明書等配付締切日 平成24年9月18日
	3	申請書受付開始日 平成24年9月6日
	4	申請書受付締切日 平成24年9月18日
	5	入札参加資格確認結果通知日 平成24年9月24日
	6	設計図書配付開始日 平成24年9月6日
	7	設計図書配付締切日 平成24年9月25日
	8	設計図書に関する質問開始日 平成24年9月6日
	9	設計図書に関する質問締切日 平成24年9月25日
	10	入札及び開札日時 平成24年10月2日 午前10時30分
提出書類	1	参加申請時 入札説明書に記載
	2	入札時 入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問 平成24年9月28日 午後5時まで
	2	回答 平成24年10月1日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市相生二丁目17番1号	

電話055-237-5124

甲府市告示第408号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項に規定する一団地総合的設計の建築を次のとおり認定したので、同条第8項の規定により公告する。

その計画書は、都市建設部計画指導室建築指導課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成24年9月6日

甲府市長 宮島雅展

- 1 対象区域 甲府市住吉三丁目3049-2、3049-4
2 対象区域面積 803.25㎡

甲府市告示第409号

次の国民健康保険料に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成24年9月7日

甲府市長 宮島雅展

- 1 書類名 甲府市国民健康保険料納入通知書
2 発送日 平成24年8月1日
3 項目 平成24年度国民健康保険料2期～9期分
4 納期限 平成24年8月31日
(納期限を平成24年10月1日に再指定)
平成24年10月1日 平成24年10月31日
平成24年11月30日 平成25年1月4日
平成25年1月31日 平成25年2月28日
平成25年4月1日
5 納付場所 甲府市指定金融機関

甲府市収納代理金融機関
ゆうちょ銀行・郵便局
甲府市税務部収納管理室収納課
甲府市市民生活部市民生活総室国民健康保険課
総合行政窓口センター

6 納付義務者 別紙のとおり（51件）

（別紙省略）

甲府市告示第410号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成24年9月7日

甲府市長 宮島雅展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市増坪町字チクヤ463番8、463番9、463番13、466番1、466番4、470番6
以上6筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市増坪町173番地
藤巻 正廣

甲府市告示第411号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成24年9月7日

甲府市長 宮島雅展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市小瀬町字整理地1005番1
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市小瀬町923番地5
古泉 英晃

甲府市告示第412号

公募型企画提案（プロポーザル）方式に係る手続き開始の公告について、次のとおり参加表明書及び企画提案書の提出を招請します。

平成24年9月7日

甲府市長 宮島雅展

- 1 業務名
甲府市新庁舎売店営業に関する事業者選考
- 2 業務概要
甲府市新庁舎における売店の営業
- 3 参加資格要件
(1) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16条）第167条の4の規定に該当しない者
(2) 申込みをしようとする法人及びその役員並びに個人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
(3) 申込みをしようとする法人及び個人がコンビニエンスストアの場合、運営会社（チェーン本部）、運営会社のフランチャイズ加盟者の別は問いません。また、運営会社が出店者の決定を受けた後、フランチャイズ契約等に基づき第三者に運営を任せることは妨げないものとします。ただし、その場合においては、最終責任者は運営会社（チェーン本部）にあるものとします。なお、フランチャイズ加盟者が応募する場合、運営会社（チェーン本部）が、甲府市役所内にフランチャイズ店を出店することを承認した関係書類を提出することとします。
(4) 国税及び地方税を完納していること。
※ フランチャイズ加盟者の個人以外の個人は、応募できません。
※ (2)、(4)について、契約書を提出していただきます。
- 4 応募の手続き、企画提案書の提出期限及び提出場所等
甲府市ホームページ掲載の「甲府市新庁舎売店営業に関する事業者選考プロポーザル実施要項」参照
- 5 問い合わせ先
甲府市役所 総務部契約管財室管財課
甲府市相生二丁目17-1
TEL 055-237-5197

甲府市告示第413号

次の国民健康保険被保険者証は、回収できないため、甲府市国民健康保険条例施行規則（昭和35年11月規則第52号）第13条の規定により無効である旨を告示する。

平成24年9月7日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 書類名 国民健康保険被保険者証
 2 世帯主住所並びに被保険者氏名及び記号番号 別紙のとおり
 (別紙省略)

甲府市告示第414号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成24年9月10日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 書類名 平成24年度固定資産税（土地家屋）第1期督促状
 2 納付場所 甲府市指定金融機関
 甲府市収納代理金融機関
 ゆうちょ銀行・郵便局
 甲府市税務部収納管理室収納課
 各総合行政窓口センター
 3 送達を受けるべき者 別紙のとおり
 4 保管場所 甲府市税務部収納管理室収納課
 (別紙省略)

甲府市告示第415号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号による指定特定相談支援事業者、及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号による指定障害児相談支援事業者として次の者を指定したので、障害者自立支援法第51条の30第2項第1号、及び児童福祉法第24条の37第1項第1号の規定により公示する。

平成24年9月10日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 指定特定相談支援事業者

事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日	指定した事業の種類	事業の主たる対象者	事業所番号
社会福祉法人 甲府市社会福祉事業団 甲府市東光寺1丁目10番25号	甲府市障害者センター相談室あんず 甲府市東光寺1丁目10番25号	平成24年4月1日	指定計画相談支援	特定なし	1930100506
社会福祉法人 山梨ライトハウス 甲府市下飯田2丁目10番1号	相談支援事業所ヴィーヴィ 甲府市下飯田1丁目10番22号	平成24年4月1日	指定計画相談支援	特定なし	1930100266
医療法人 山角会 甲府市美咲1丁目6番10号	サポートプラザ山の手 甲府市美咲1丁目8番5号	平成24年4月1日	指定計画相談支援	身体障害者 知的障害者 精神障害者	1930100514
社会福祉法人 園樹会 甲府市向町277番地	向徳舎 甲府市向町277番地	平成24年6月1日	指定計画相談支援	特定なし	1930101157
社会福祉法人 宮前福祉会 甲府市岩窪町379番地	つつじが崎学園 甲府市岩窪町614番地	平成24年6月1日	指定計画相談支援	特定なし	1930101165
有限会社 小春日和 甲府市中小河原町1608番地1	居宅介護 小春日和 甲府市中小河原町1608番地1	平成24年6月1日	指定計画相談支援	特定なし	1930101090

2 指定障害児相談支援事業者

事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日	指定した事業の種類	事業の主たる対象者	事業所番号
社会福祉法人 甲府市社会福祉事業団 甲府市東光寺 1丁目10番 25号	甲府市障害者 センター相談 室あんず 甲府市東光寺 1丁目10番 25号	平成24年 4月1日	指定障害児 相談支援	特定なし	1970101117
社会福祉法人 山梨ライトハウス 甲府市下飯田 2丁目10番 1号	相談支援事業 所ヴィーヴィ 甲府市下飯田 1丁目10番 22号	平成24年 4月1日	指定障害児 相談支援	特定なし	1970101125
社会福祉法人 園樹会 甲府市向町 277番地	向徳舎 甲府市向町 277番地	平成24年 6月1日	指定障害児 相談支援	特定なし	1970101133
社会福祉法人 宮前福祉会 甲府市岩窪町 379番地	つつじが崎学 園 甲府市岩窪町 614番地	平成24年 6月1日	指定障害児 相談支援	特定なし	1970101141

甲府市告示第416号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成24年9月11日

甲府市長 宮島雅展

- | | | |
|-------------|------------------|----------|
| 1 書類名 | 配当計算書（謄本） | 税発第1513号 |
| 2 送達を受けるべき者 | 廣瀬 伸次 | |
| 3 保管場所 | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課 | |

甲府市告示第417号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成24年9月11日

甲府市長 宮島雅展

- | | | |
|-------------|------------------|----------|
| 1 書類名 | 充当通知書 | 税発第1514号 |
| 2 送達を受けるべき者 | 廣瀬 伸次 | |
| 3 保管場所 | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課 | |

甲府市告示第418号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の地縁による団体として認可したので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成24年9月11日

甲府市長 宮島雅展

- | | |
|--------------|--|
| 1 名称 | 上積翠寺町自治会 |
| 2 規約に定める目的 | 本会は、町民共通の福祉増進及び、生活環境の整備等、良好な地域社会形成に寄与することを目的とする。 |
| 3 区域 | 甲府市上積翠寺町142番地1から1748番地までの区域 |
| 4 主たる事務所 | この会は、事務所を会長宅に置く |
| 5 代表者の氏名及び住所 | 代表者 保坂敬夫
住所 甲府市上積翠寺町478番地 |
| 6 認可年月日 | 平成24年9月7日 |

甲府市告示第419号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成24年9月11日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | |
|-------------|------------------|
| 1 書類名 | 充当通知書 税発第1396号 |
| 2 送達を受けるべき者 | 飯島 浩 |
| 3 保管場所 | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課 |

甲府市告示第420号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成24年9月12日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | |
|-------------|--------------------|
| 1 書類名 | 配当計算書（謄本） 税発第1526号 |
| 2 送達を受けるべき者 | 廣瀬 伸次 |
| 3 保管場所 | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課 |

甲府市告示第421号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成24年9月12日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | |
|-------------|------------------|
| 1 書類名 | 充当通知書 税発第1527号 |
| 2 送達を受けるべき者 | 廣瀬 伸次 |
| 3 保管場所 | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課 |

甲府市告示第422号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条第1項の規定により広告物等を保管したので、同条第2項の規定により別紙のとおり公告する。

平成24年9月12日

甲府市長 宮 島 雅 展

（別紙省略）

甲府市告示第423号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成24年9月19日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | |
|-------------|--------------------|
| 1 書類名 | 配当計算書（謄本） 税発第1631号 |
| 2 送達を受けるべき者 | 廣瀬 伸次 |
| 3 保管場所 | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課 |

甲府市告示第424号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第

226号)第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成24年9月19日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | |
|-------------|------------------|
| 1 書類名 | 充当通知書 税発第1632号 |
| 2 送達を受けるべき者 | 廣瀬 伸次 |
| 3 保管場所 | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課 |

甲府市告示第425号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所(居所)に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成24年9月19日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | |
|-------------|--------------------|
| 1 書類名 | 配当計算書(謄本) 税発第1611号 |
| 2 送達を受けるべき者 | 山口 和美 |
| 3 保管場所 | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課 |

甲府市告示第426号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所(居所)に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成24年9月19日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | |
|-------------|------------------|
| 1 書類名 | 充当通知書 税発第1612号 |
| 2 送達を受けるべき者 | 山口 和美 |
| 3 保管場所 | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課 |

甲府市告示第427号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成24年9月19日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | |
|--------------------|-------------------------|
| 1 開発区域に含まれる地域の名称 | 甲府市横根町字子ノ神810番3
以上1筆 |
| 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 | 甲府市桜井町629番地4
保 坂 由 美 |

甲府市告示第428号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所(居所)に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成24年9月19日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | |
|-------------|--------------------------|
| 1 書類名 | 平成24年度市民税・県民税 税額決定兼納税通知書 |
| 2 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 保管場所 | 甲府市税務部税務総室市民税課 |

(別紙省略)

甲府市告示第429号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成24年9月21日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市徳行一丁目113番1、113番4から113番6まで、120番4、120番12、120番14、120番15、150番1、150番2、227番9の一部、227番10
以上12筆及び水
- 2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路及び水路
位置及び区域	別添図のとおり

(開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市都市建設部計画指導室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市徳行一丁目2番18号
株式会社オギノ
代表取締役 荻 野 寛 二

(別添図省略)

甲府市告示第430号

地方自治法第219条第2項の規定により、平成24年9月市議会定例会において議決を経た補正予算を、別紙のとおり公表する。

平成24年9月21日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 平成24年度甲府市一般会計補正予算（第2号）
- 2 平成24年度甲府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 3 平成24年度甲府市病院事業会計補正予算（第1号）

平成24年9月14日 原案可決

(別紙省略)

甲府市告示第431号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成24年9月24日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市横根町字大坪530番3、533番1、533番6から533番11まで、530番4の一部
以上9筆及び水
- 2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、水路、公園
位置及び区域	別添図のとおり

(開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市都市建設部計画指導室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
富士吉田市下吉田五丁目15番29号
芙蓉建設株式会社
代表取締役 大森 彦一

(別添図省略)

甲府市告示第432号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成24年9月25日

甲府市長 宮 島 雅 展

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(電気) 159号	
工事名	甲府市地方卸売市場青果棟低温売場・保冷庫新設（電気設備）工事	
工事場所	甲府市国母六丁目5番1号	
工事概要	1 工事内容	幹線設備工事 一式、動力設備工事 一式、電灯コンセント設備 一式、火災報知設備 一式

	2	工期	平成25年3月13日まで
	3	予定価格(税込み)	22,512,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	不適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	電気 A又はB
	3	同種工事施工実績	公共施設等の電気設備工事。ただし、1件の工事請負額が1,100万円以上の実績に限る。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成24年9月25日
	2	入札説明書等配付締切日	平成24年10月4日
	3	申請書受付開始日	平成24年9月25日
	4	申請書受付締切日	平成24年10月4日
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成24年10月11日
	6	設計図書配付開始日	平成24年9月25日
	7	設計図書配付締切日	平成24年10月12日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成24年9月25日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成24年10月12日
	10	入札及び開札日時	平成24年10月22日 午前9時35分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成24年10月17日 午後5時まで
	2	回答	平成24年10月18日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		

入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市相生二丁目17番1号 電話055-237-5124	

甲府市告示第433号

甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成24年9月25日

甲府市長 宮島雅展

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(管)160号		
工事名	甲府市地方卸売市場青果棟低温売場・保冷库新設(機械設備)工事		
工事場所	甲府市国母六丁目5番1号		
工事概要	1	工事内容	給排水設備工事 一式、冷凍設備工事 一式、換気設備工事 一式
	2	工期	平成25年3月13日まで
	3	予定価格(税込み)	16,842,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	不適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	管 A又はB
	3	同種工事施工実績	公共施設等の機械設備工事。ただし、1件の工事請負額が800万円以上の実績に限る。

		元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格 入札説明書に記載
日程	1	入札説明書等配付開始日 平成24年9月25日
	2	入札説明書等配付締切日 平成24年10月4日
	3	申請書受付開始日 平成24年9月25日
	4	申請書受付締切日 平成24年10月4日
	5	入札参加資格確認結果通知日 平成24年10月11日
	6	設計図書配付開始日 平成24年9月25日
	7	設計図書配付締切日 平成24年10月12日
	8	設計図書に関する質問開始日 平成24年9月25日
	9	設計図書に関する質問締切日 平成24年10月12日
	10	入札及び開札日時 平成24年10月22日 午前9時40分
提出書類	1	参加申請時 入札説明書に記載
	2	入札時 入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問 平成24年10月17日 午後5時まで
	2	回答 平成24年10月18日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる

	中間前金払	請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市相生二丁目17番1号 電話055-237-5124	

甲府市告示第434号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成24年9月25日

甲府市長 宮島雅展

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(鋼造) 163号	
工事名	農業用施設修繕工事（住吉第二堰・小瀬堰・東下条樋管ゲート）	
工事場所	甲府市伊勢二丁目地内他	
工事概要	1	工事内容 油圧配管取替工 1基 水密ゴム取替工 3門 樋管ゲート修繕工 1門
	2	工期 平成25年2月28日まで
	3	予定価格（税込み） 22,123,500円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務 適用
入札参加資格	1	本店所在地 甲府市内に本店又は営業所
	2	競争入札参加資格 鋼構造物 直近の経営事項審査結果通知書の総合評価値（P）500点以上
	3	同種工事施工実績 鋼構造物工事。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
日程	4	配置予定技術者の資格 入札説明書に記載
	1	入札説明書等配付開始日 平成24年9月25日
	2	入札説明書等配付締切日 平成24年10月4日

	日	
	3	申請書受付開始日 平成24年9月25日
	4	申請書受付締切日 平成24年10月4日
	5	入札参加資格確認結果通知日 平成24年10月11日
	6	設計図書配付開始日 平成24年9月25日
	7	設計図書配付締切日 平成24年10月12日
	8	設計図書に関する質問開始日 平成24年9月25日
	9	設計図書に関する質問締切日 平成24年10月12日
	10	入札及び開札日時 平成24年10月22日 午前9時45分
提出書類	1	参加申請時 入札説明書に記載
	2	入札時 入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問 平成24年10月17日 午後5時まで
	2	回答 平成24年10月18日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市相生二丁目17番1号 電話055-237-5124	

甲府市告示第435号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成24年9月25日

甲府市長 宮 島 雅 展

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(建具) 170号	
工事名	相川小学校他給食室増改築事業に伴う既存校舎建具改修工事	
工事場所	甲府市古府中町1, 501番地他	
工事概要	1	工事内容 相川小学校：8箇所 石田小学校：2箇所
	2	工期 平成25年1月25日まで
	3	予定価格（税込み） 14,413,350円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務 不適用
入札参加資格	1	本店所在地 甲府市内
	2	競争入札参加資格 建具 直近の経営事項審査結果通知書の総合評価値（P）500点以上
	3	同種工事施工実績 公共施設等の建具工事。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格 入札説明書に記載
日程	1	入札説明書等配付開始日 平成24年9月25日
	2	入札説明書等配付締切日 平成24年10月4日
	3	申請書受付開始日 平成24年9月25日
	4	申請書受付締切日 平成24年10月4日
	5	入札参加資格確認結果通知日 平成24年10月11日
	6	設計図書配付開始日 平成24年9月25日
	7	設計図書配付締切日 平成24年10月12日
	8	設計図書に関する質問開始日 平成24年9月25日
	9	設計図書に関する質問 平成24年10月12日

		締切日	
	10	入札及び開札日時	平成24年10月22日 午前9時50分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成24年10月17日 午後5時まで
	2	回答	平成24年10月18日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市相生二丁目17番1号 電話055-237-5124		

甲府市告示第436号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成24年9月25日

甲府市長 宮 島 雅 展

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(建具) 171号
工事名	里垣小学校他給食室増改築事業に伴う既存校舎建具改修工事

工事場所	甲府市善光寺二丁目7番1号他		
工事概要	1	工事内容	里垣小学校：22箇所 伊勢小学校：8箇所
	2	工期	平成25年1月25日まで
	3	予定価格（税込み）	16,041,900円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	不適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	建具 直近の経営事項審査結果通知書の総合評価値（P）500点以上
	3	同種工事施工実績	公共施設等の建具工事。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成24年9月25日
	2	入札説明書等配付締切日	平成24年10月4日
	3	申請書受付開始日	平成24年9月25日
	4	申請書受付締切日	平成24年10月4日
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成24年10月11日
	6	設計図書配付開始日	平成24年9月25日
	7	設計図書配付締切日	平成24年10月12日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成24年9月25日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成24年10月12日
	10	入札及び開札日時	平成24年10月22日 午前9時55分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成24年10月17日 午後5時まで
	2	回答	平成24年10月18日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札		

	申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市相生二丁目17番1号 電話055-237-5124	

甲府市告示第437号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、琢美、朝日、新紺屋、穴切、相生及び上九一色地区の平成24年度特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、計量法第21条第2項の規定により公示する。

平成24年9月25日

甲府市長 宮島雅展

1 検査日程

検査月日	受付時間	検査場所	対象地区
10月25日（木）	10:00～12:00 13:00～15:00	善誘館小学校	琢美地区
10月26日（金）	10:00～12:00 13:00～15:00	朝日小学校	朝日地区 新紺屋地区
10月29日（月）	10:00～12:00 13:00～15:00	旧穴切小学校	穴切地区 相生地区
10月30日（火）	10:00～12:00	上九一色出張所	上九一色地区

2 検査対象特定計量器 質量計

甲府市告示第438号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成24年9月25日

甲府市長 宮島雅展

- | | |
|-------------|--------------------|
| 1 書類名 | 配当計算書（謄本） 税発第1672号 |
| 2 送達を受けるべき者 | 廣瀬 伸次 |
| 3 保管場所 | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課 |

甲府市告示第439号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成24年9月25日

甲府市長 宮島雅展

- | | |
|-------------|--------------------|
| 1 書類名 | 配当計算書（謄本） 税発第1645号 |
| 2 送達を受けるべき者 | 廣瀬 伸次 |
| 3 保管場所 | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課 |

甲府市告示第440号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成24年9月25日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | |
|-------------|------------------|
| 1 書類名 | 充当通知書 税発第1669号 |
| 2 送達を受けるべき者 | 廣瀬 伸次 |
| 3 保管場所 | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課 |

甲府市告示第441号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成24年9月25日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | |
|-------------|------------------|
| 1 書類名 | 充当通知書 税発第1673号 |
| 2 送達を受けるべき者 | 廣瀬 伸次 |
| 3 保管場所 | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課 |

甲府市告示第442号

次の介護保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成24年9月25日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | |
|-------|----------------------|
| 1 書類名 | 平成24年度介護保険料過年度第1期督促状 |
|-------|----------------------|

平成24年度介護保険料第1期督促状

- | | |
|-------------|----------------|
| 2 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 保管場所 | 甲府市税務部収納管理室収納課 |

(別紙省略)

甲府市告示第443号

次の介護保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成24年9月25日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | |
|-------------|-------------------|
| 1 書類名・発送日 | 介護保険料 過誤納還付・充当通知書 |
| 2 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 保管場所 | 甲府市税務部収納管理室収納課 |

(別紙省略)

甲府市告示第444号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成24年9月25日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | |
|--------------------|---|
| 1 開発区域に含まれる地域の名称 | 甲府市上阿原町字整理地511番1、512番1、513番1、514番から516番まで
以上6筆 |
| 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 | 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
三菱UFJリース株式会社
代表取締役 白石 正 |

甲府市告示第445号

農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定により当該農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供する。

平成24年9月26日

甲府市長 宮島雅展

1 縦覧場所

甲府市増坪町791-1
甲府市産業部農林振興室農業振興課（農業センター内）

甲府市告示第446号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成24年9月27日

甲府市長 宮島雅展

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市和戸町字藤塚445番1から445番5まで、415番14の一部以上6筆及び道・水

2 公共施設の種類の位置

公共施設の種類の位置	道路、下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市都市建設部計画指導室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中巨摩郡昭和町西条1949番地
株式会社 エリゼ
代表取締役 小宮山二三男

（別添図省略）

甲府市告示第447号

甲府市職員採用試験を別紙内容に基づき実施するので、甲府市職員の任用等に関する規則第9条の規定により公告する。

平成24年9月27日

甲府市長 宮島雅展

（別紙省略）

甲府市告示第448号

次の無効である介護保険被保険者証は、回収できないため、甲府市介護保険条例施行規則（平成12年3月規則第21号）第12条の規定により告示する。

平成24年9月28日

甲府市長 宮島雅展

- 1 書類名 介護保険被保険者証
- 2 被保険者番号並びに住所及び氏名 別紙のとおり

（別紙省略）

甲府市告示第449号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成24年9月28日

甲府市長 宮島雅展

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市住吉一丁目1306番1、1306番150から1306番163まで以上15筆

2 公共施設の種類の位置

公共施設の種類の位置	道路、ゴミ置場及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市都市建設部計画指導室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市朝気一丁目5番7号
アトム不動産株式会社

代表取締役 藤原 義輝

(別添図省略)

甲府市告示第450号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成24年9月28日

甲府市長 宮島 雅展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市下積翠寺町字釈迦堂150番1、151番1
以上2筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市下積翠寺町151-1
林 文雄

甲府市告示第451号

地方公務員法第58条の2第3項の規定に基づき、平成23年度の人事行政の運営状況を、甲府市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条の規定により、別紙のとおり公表する。

平成24年9月28日

甲府市長 宮島 雅展

(別紙省略)

甲府市告示第452号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成24年9月28日

甲府市長 宮島 雅展

- 1 書類名 差押調書（謄本） 税発第1601号
- 2 送達を受けるべき者 宮崎 エデル
- 3 保管場所 甲府市税務部収納管理室滞納整理課

甲府市告示第453号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条の規定により、予防接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和23年厚生省第197号）第5条の規定により公告する。

平成24年9月28日

甲府市長 宮島 雅展

1 実施内容（平成24年10月分）

種 類	対 象 者		場 所
ポリオ	第1期初回	生後3月から90月未満の者	指定 医療機関 (別掲)
B C G	生後6月未満		
ジフテリア 百日咳 破傷風 (DPT)	第1期初回	生後3月から90月未満の者	
	第1期追加		
ジフテリア 破傷風 (DTトキソイド)	第2期	11歳以上13歳未満の者	
麻しん風しん混合 (MR) 麻しん単独 風しん単独	第1期	生後12月から24月未満の者	
	第2期	5歳以上7歳未満の者であって、 小学校就学前の1年間にある者	
	第3期	平成11年4月2日から平成12 年4月1日の間に生まれた者 (中学1年生相当)	
	第4期	平成6年4月2日から平成7年4 月1日の間に生まれた者 (高校3年生相当)	
日本脳炎	第1期初回	生後6月から90月未満の者	
	第1期追加	生後6月から90月未満の者	
	第2期	9歳以上13歳未満の者	

	特例 ^{※1}	平成7年6月1日から平成19年4月1日の間に生まれた者	
高齢者インフルエンザ	・65歳以上の者 ・60歳以上65歳未満の者であって、心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより、免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者（障害者手帳1級相当）		高齢者インフルエンザ指定医療機関

※1 平成17年5月30日の接種勧奨差し控えにより、全4回の日本脳炎予防接種を完了できなかった者への救済措置。

- 2 予防接種を受けることが適当でない人
- (1) 明らかに発熱のある人
 - (2) 重篤な急性疾患に罹っていることが明らかな人
 - (3) その日に受ける予防接種によって、又は予防接種に含まれる成分でアナフィラキシーショックを起こしたことがある人
 - (4) その他医師が不適當な状態と判断した場合

(別紙省略)

甲府市告示第454号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。その関係図面は、都市建設部都市基盤整備室道路河川課において、この告示の日から平成24年10月1日まで一般の縦覧に供する。

平成24年9月28日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 145
- 3 路線名 深町住宅北線
- 4 道路の区域

旧新の別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
旧	甲府市城東二丁目239番地先から 甲府市城東二丁目369番1地先まで	2.90～ 4.10	218.4
新	甲府市城東二丁目239番地先から 甲府市城東二丁目369番1地先まで	22.00～ 26.00	219.3

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 157

3 路線名 連雀本通り線

4 道路の区域

旧新の別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
旧	甲府市中央四丁目288番地先から 甲府市城東二丁目240番地先まで	5.10～ 10.20	650.4
新	甲府市中央四丁目288番地先から 甲府市城東二丁目240番地先まで	5.10～ 24.00	910.4

教育委員会

甲府市市立の小中学校に就学すべき者の学校の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年9月14日

甲府市教育委員会
委員長 齋藤 章

甲府市教育委員会規則第10号

甲府市市立の小中学校に就学すべき者の学校の指定に関する規則の一部を改正する規則

甲府市市立の小中学校に就学すべき者の学校の指定に関する規則（昭和62年4月教委規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表小学校の表中「湯村三丁目1番から18番まで及び478番地164」を「湯村三丁目1番から18番まで、478番地153及び同番地164」に改める。

別表中学校の表中「湯村三丁目1番から18番まで及び478番地164」を「湯村三丁目1番から18番まで、478番地153及び同番地164」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

甲府市学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年9月21日

甲府市教育委員会
委員長 齋藤 章

甲府市教育委員会規則第11号

甲府市学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

甲府市学校職員の勤務時間等に関する規則（平成7年3月教委規則第7号）の一部を次のように改正する。

第15条の見出しを「（骨髄等提供休暇）」に改め、同条第1項中「骨髄液の」を「骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の」に、「又は骨髄移植のため」を「又は」に、「骨髄液を」を「骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を」に改め、同条第2項中「骨髄提供休暇」を「骨髄等提供休暇」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会

甲府市選挙管理委員会規程第1号

甲府市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年9月2日

甲府市選挙管理委員会
委員長 今井 晃

甲府市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

甲府市選挙管理委員会規程（昭和21年11月選管規程第1号）の一部を次のように改正する。

第8章を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

甲府市選挙管理委員会規程第2号

甲府市選挙管理委員会公印規程を次のように定める。

平成24年9月2日

甲府市選挙管理委員会
委員長 今井 晃

甲府市選挙管理委員会公印規程

（趣旨）

第1条 この規程は、甲府市選挙管理委員会の公印について必要な事項を定めるものとする。

（公印の名称等）

第2条 公印の名称、書体、寸法及び用途等は別表第1のとおりとし、そのひな形は別表第2のとおりとする。

（公印の管守等）

第3条 公印に関する管守の万全を期するため、責任者として公印管守者（以下「管守者」という。）を置く。

2 前項の管守者は、選挙管理委員会事務局長とする。

（公印の取扱責任者及び取扱者）

第4条 管守者は、公印の取扱い、保管その他公印に関する事務の万全を期するため、公印取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）を所属職員のうちから指定しなければならない。

2 管守者は、取扱責任者が事故その他の理由により公印の取扱い、保管その他公印に関する事務の執行を行うことが困難なとき、その事務を代行又は補助させるため、あらかじめ所属職員のうちから公印取扱者（以下「取扱者」という。）を指定しておかなければならない。

3 取扱責任者は管守者の、取扱者は管守者及び取扱責任者の命を受けて公印の取扱い、保管その他公印に関する事務に従事するものとする。

（公印の新調等）

第5条 公印の新調、改刻又は廃止は、選挙管理委員会委員長の決定により管守者が行うものとする。

（公印の登録）

第6条 管守者は、公印台帳を備え公印を新調したときは、印影登録台紙（第1号様式）に当該公印の印影及び管守者その他所要事項を登録し、これに登録しておかなければならない。

（公印の使用）

第7条 公印を使用しようとするときは、押印を要する文書に決定済の原議書を添え、管守者又は取扱責任者若しくは取扱者に提出し、その審査を経なければならない。

- 2 管守者又は取扱責任者若しくは取扱者は、前項の押印を要する文書及び決定済の原議書の提出を受けたときは、決定済の文書であることを確認し、公印を押印し、若しくは面前において公印を使用させるものとする。
- 3 前項の場合において、公印の押印を受けた者又は使用をした者は、公印使用簿（第2号様式）に所定の事項を記載しなければならない。
- 4 公印を使用したときは、管守者又は取扱責任者若しくは取扱者は、当該原議書の所定の箇所に認印を押さなければならない。
- 5 文書管理システム（甲府市文書取扱規程（昭和38年5月規程第4号）第1条の2第8号に規定する文書管理システムをいう。以下この項において同じ。）により処理する文書に係る第3項に規定する公印使用簿への記載及び前項に規定する原議書の所定の箇所への押印については、それぞれ必要な事項を文書管理システムに登録することにより行うものとする。

（準用）

第8条 この規程に定めるもののほか、公印の管理については、市長部局の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

公印の名称	ひな形	書体	寸法(ミリメートル)	印材	用途	個数	管守者
甲府市選挙管理委員会之印	1	てん書	方21	木	選挙管理委員会名をもつてする文書	1	事務局長
甲府市選挙管理委員会委員長之印	2	同	方24	同	委員長名をもつてする文書	2	同
甲府市選挙管理委員会委員長職務代理者之印	3	同	方21	同	委員長職務代理者名をもつてする文書	1	同
甲府市選挙管理委員会事務局長印	4	同	方21	同	事務局長名をもつてする文書	1	同
甲府市選挙管理委員会	5	同	縦30 横9	同	一般文書・証明・その他割印及び契印	1	同
選挙長之印	6	同	方21	同	選挙長名をもつてする文書	1	同
開票管理者印	7	同	方21	同	開票管理者名をもつてする文書	1	同

別紙第2 (第2条関係)

(1)

甲府市選挙管理委員会之印

(2)

甲府市選挙管理委員会委員長之印

(3)

甲府市選挙管理委員会委員長職務代理者之印

(4)

甲府市選挙管理委員会事務局長印

(5)

甲府市選挙管理委員会

(6)

選挙
長之印

(7)

開票
管理
者印

紙台録登影印

第1号様式(第6条関係)

名称	ひな形	交付年月日	引継年月日	印材	用途	管守者	日登録(告示)		
							年	月	日
印	交付年月日	引継年月日	管守者	氏名	氏名	補職名	年	月	日
							年	月	日
影	交付年月日	引継年月日	管守者	氏名	氏名	補職名	年	月	日
							年	月	日

第2号様式(第7条関係)

公 印 使 用 簿

月 日	件 名(文 書 名)	あ て 先	通 数	種 類	係	氏 名	確 認 者
合 計							

備考 種類の欄は、告示・申請・報告・通知・証明・契約・辞令等の文書の種類を記入すること。

甲府市選挙管理委員会告示第14号

平成24年9月1日現在の選挙人名簿について、地方自治法第76条、第80条、第81条、第86条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条に規定する選挙人名簿に登録されている者の総数の1/3の数及び地方自治法第74条、第75条に規定する選挙権を有する者の総数の1/50の数並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第11項、第4条の2第15項の規定する選挙権を有する者の総数の1/6の数は、次のとおりである。

平成24年9月2日

甲府市選挙管理委員会
委員長 今井 晃

- 1 1/3の数 52,439人
- 2 1/50の数 3,147人
- 3 1/6の数 26,220人

農業委員会

甲府市農業委員会告示第10号

農業委員会等に関する法律第21条第1項の規定に基づき甲府市農業委員会9月定例総会を、平成24年9月28日午後2時00分、甲府市南公民館において開催し、付議すべき事項について協議するので、甲府市農業委員会総会会議規則第2条の規定により公告する。

平成24年9月24日

甲府市農業委員会会長 塩野陽一

付議すべき事項

- 1 農地法に基づく申請・届出等について
- 2 平成24年10月告示分農用地利用集積計画について
- 3 平成25年度甲府市農業行政施策に関する建議書について
- 4 甲府農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について

上下水道局

甲府市上下水道局管理規程第11号

甲府市上下水道局職員の勤務時間及び休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年9月21日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局工務部長 内藤恭二

甲府市上下水道局職員の勤務時間及び休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

甲府市上下水道局職員の勤務時間及び休日、休暇等に関する規程（平成7年3月管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第10条の3の見出しを「（骨髄等提供休暇）」に改め、同条第1項中「骨髄移植」の次に「又は末梢^{しよう}血幹細胞移植」を加え、「骨髄提供休暇」を「骨髄等提供休暇」に改め、同条第2項中「骨髄提供休暇」を「骨髄等提供休暇」に、「骨髄液の」を「骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の」に、「又は骨髄移植のため」を「又は」に、「骨髄液を」を「骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を」に改め、「当該申出」を「、当該申出」に改め、同条第3項、第4項及び第5項中「骨髄提供休暇」を「骨髄等提供休暇」に改め、第6項中「骨髄提供休暇申請書」を「骨髄等提供休暇申請書」に改める。

第4号様式を次のように改める。

第4号様式(第10条の3関係)

骨 髄 等 提 供 休 暇 申 請 書

年 月 日

(あて先)甲府市上下水道事業管理者

請求者	所 属	部 課		
	氏 名 等	補職名	職員番号	氏名 印
休 暇 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日			
休 暇 時 間	午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分			
検査機関等名称				
所在地				
申請理由				
<input type="checkbox"/> 骨髄等提供登録のための血液検査 <input type="checkbox"/> 血液精密検査(MLC検査等) <input type="checkbox"/> 骨髄等採取のための健康診断 <input type="checkbox"/> 骨髄等採取のための入院 <input type="checkbox"/> その他()				
備考(特記事項があれば記載すること)				
主 管 部		業 務 部		
主 管 部 決 定 欄		業 務 部 決 定 欄		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

甲府市上下水道局告示第46号

甲府市上下水道局契約規程(昭和39年4月規程第2号)及び甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成24年9月6日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局工務部長 内 藤 恭 二

一般競争入札(総合評価落札方式)公告個別事項

入札番号	(土木)130046号		
工事名	下水道改良工事(地震対策H24-1)		
工事場所	甲府市青沼二丁目・朝気一丁目地内		
工事概要	1	工事内容	施工延長 L=127.3m、管渠更生工(既設管径φ1,100)L=124.3m、管口耐震化工 4箇所、付帯工 一式 ※適用工法については、公的機関の審査証明を得ている製管工法とする。
	2	工期	平成25年3月13日まで
	3	予定価格(税込み)	55,177,500円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A
	3	同種工事施工実績	管更生工事において実績がある者又は下水道管工事で1件の工事請負額が、5,000万円以上の実績がある者。元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
総合評価に関する事項	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
	1	総合評価方式の種類	特別簡易型
	2	加算点の満点	10
3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による	

日程	1	入札説明書等配付開始日	平成24年9月6日
	2	入札説明書等配付締切日	平成24年9月18日
	3	申請書受付開始日	平成24年9月6日
	4	申請書受付締切日	平成24年9月18日
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成24年9月24日
	6	設計図書配付開始日	平成24年9月6日
	7	設計図書配付締切日	平成24年9月25日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成24年9月6日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成24年9月25日
	10	入札日時	平成24年10月2日 午前10時5分
	11	価格以外の評価点公表日	平成24年10月5日
	12	開札日時	平成24年10月12日 午前9時5分
	13	落札者決定日	平成24年10月15日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 配置予定技術者の入札時の状況 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成24年9月28日 午後5時まで
	2	回答	平成24年10月1日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成24年10月10日まで
	2	回答	平成24年10月11日
価格以外の評価を修正した場合		公表	平成24年10月11日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金		免除	
契約保証金		契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、	

	公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）
	部分払	請求できる（ただし、工事請負額に応じ、適用除外あり。）
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市相生二丁目17番1号 電話055-237-5124	

甲府市上下水道局告示第47号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成24年9月6日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局工務部長 内藤 恭二

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(土木) 130047号		
工事名	甲府市浄化センター管廊耐震対策(H24)工事		
工事場所	甲府市大津町1, 645番地 甲府市浄化センター		
工事概要	1	工事内容	後付式ゴム伸縮可とう継手設置 L=192m
	2	工期	平成25年3月13日まで
	3	予定価格(税込み)	54,642,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A
	3	同種工事施工実績	管路工事等。ただし、1件の工事請負額が2,700万円以上の実績に限る。

		元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格 入札説明書に記載
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類 特別簡易型
	2	加算点の満点 10
	3	評価の基準 総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日 平成24年9月6日
	2	入札説明書等配付締切日 平成24年9月18日
	3	申請書受付開始日 平成24年9月6日
	4	申請書受付締切日 平成24年9月18日
	5	入札参加資格確認結果通知日 平成24年9月24日
	6	設計図書配付開始日 平成24年9月6日
	7	設計図書配付締切日 平成24年9月25日
	8	設計図書に関する質問開始日 平成24年9月6日
	9	設計図書に関する質問締切日 平成24年9月25日
	10	入札日時 平成24年10月2日 午前10時10分
	11	価格以外の評価点公表日 平成24年10月5日
	12	開札日時 平成24年10月12日 午前9時10分
	13	落札者決定日 平成24年10月15日
提出書類	1	参加申請時 入札説明書に記載
	2	入札時 入札参加資格確認通知書 配置予定技術者の入札時の状況 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問 平成24年9月28日 午後5時まで
	2	回答 平成24年10月1日
価格以外の評価に関する照会	1	質問 平成24年10月10日まで
	2	回答 平成24年10月11日

価格以外の評価を修正した場合	公表	平成24年10月11日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）
	部分払	請求できる（ただし、工事請負額に応じ、適用除外あり。）
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市相生二丁目17番1号 電話055-237-5124	

甲府市上下水道局告示第48号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成24年9月6日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局工務部長 内藤 恭二

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木)120005号	
工事名	(更新-101)配水管布設替工事	
工事場所	甲府市右左口町地内（甲府市立中道南小学校の西）	
工事概要	1	工事内容 DIP、NS(φ100)418m、RR

		V P (φ 1 0 0) 2 m、仕切弁、NS (φ 1 0 0) 3 基、空気弁 (φ 2 0) 1 基、水抜栓 (φ 2 5) 1 基、臨給工 一式
	2	工期 平成 2 5 年 1 月 3 1 日まで
	3	予定価格 (税込み) 1 8, 5 9 8, 6 5 0 円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務 適用
入札参加資格	1	本店所在地 甲府市内
	2	競争入札参加資格 土木一式 B 又は C
	3	同種工事施工実績 配水管布設替工事等。ただし、1 件の工事請負額が 9 0 0 万円以上の実績に限る。 元請として平成 1 2 年 4 月 1 日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 2 0 % 以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格 入札説明書に記載
日程	1	入札説明書等配付開始日 平成 2 4 年 9 月 6 日
	2	入札説明書等配付締切日 平成 2 4 年 9 月 1 8 日
	3	申請書受付開始日 平成 2 4 年 9 月 6 日
	4	申請書受付締切日 平成 2 4 年 9 月 1 8 日
	5	入札参加資格確認結果通知日 平成 2 4 年 9 月 2 4 日
	6	設計図書配付開始日 平成 2 4 年 9 月 6 日
	7	設計図書配付締切日 平成 2 4 年 9 月 2 5 日
	8	設計図書に関する質問開始日 平成 2 4 年 9 月 6 日
	9	設計図書に関する質問締切日 平成 2 4 年 9 月 2 5 日
	10	入札及び開札日時 平成 2 4 年 1 0 月 2 日 午前 1 0 時 2 0 分
提出書類	1	参加申請時 入札説明書に記載
	2	入札時 入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問 平成 2 4 年 9 月 2 8 日 午後 5 時まで
	2	回答 平成 2 4 年 1 0 月 1 日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札	

	入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の 10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒 4 0 0 - 8 5 8 5 甲府市相生二丁目 1 7 番 1 号 電話 0 5 5 - 2 3 7 - 5 1 2 4	

甲府市上下水道局告示第 4 9 号

甲府市上下水道局契約規程 (昭和 3 9 年 4 月規程第 2 号) 及び甲府市契約規則 (昭和 5 0 年 1 2 月規則第 6 6 号) 第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

平成 2 4 年 9 月 6 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局工務部長 内 藤 恭 二

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 1 3 0 0 4 5 号	
工事名	雨水渠工事 (2 4 - 3)	
工事場所	甲府市山宮町・羽黒町・池田三丁目地内	
工事概要	1	工事内容 自由勾配側溝工 (3 0 0 型) L = 7 6 . 5 m、自由勾配側溝工 (3 0 0 型) 横断用 L = 9 . 9 m、自由勾配側溝工 (4 0 0 型) 横断用 L = 1 . 3 m、集水樹工 N = 8 箇所、排水暗渠工 L = 5 3 . 4 m、付帯工 一式
	2	工期 平成 2 5 年 2 月 2 0 日まで
	3	予定価格 (税込み) 1 0, 0 9 0, 5 0 0 円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 適用

		実施義務	
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 B又はC
	3	同種工事施工実績	雨水渠工事等。ただし、1件の工事請負額が500万円以上の実績に限る。元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成24年9月6日
	2	入札説明書等配付締切日	平成24年9月18日
	3	申請書受付開始日	平成24年9月6日
	4	申請書受付締切日	平成24年9月18日
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成24年9月24日
	6	設計図書配付開始日	平成24年9月6日
	7	設計図書配付締切日	平成24年9月25日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成24年9月6日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成24年9月25日
	10	入札及び開札日時	平成24年10月2日 午前10時25分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成24年9月28日 午後5時まで
	2	回答	平成24年10月1日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金		免除	
契約保証金		契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、	

	公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市相生二丁目17番1号 電話055-237-5124	

甲府市上下水道局告示第50号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成24年9月25日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局工務部長 内藤 恭二

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(土木) 110061号	
工事名	(災対-2) 配水管布設替工事	
工事場所	甲府市北新一・二丁目、屋形一丁目地内	
工事概要	1	工事内容 DIP. NS (φ300) L=382.0m、DIP. K (φ300) L=8.5m、DIP. NS (φ200) L=12.0m、DIP. K (φ200) L=1.5m、DIP. NS (φ150) L=19.0m、DIP. K (φ150) L=3.0m、DIP. NS (φ100) L=24.5m、DIP. NS (φ75) L=21.0m、RRVP (φ75) L=1.0m、RRVP (φ50) L=2.5m、仕切弁. NS (φ300) 4基、仕切弁 (φ300) 1基、仕切弁. NS (φ200) 1基、仕切弁. NS (φ150) 1基、仕切弁. NS

		(φ100)3基、仕切弁、NS(φ75)3基、消火栓(φ75)3基、空気弁(φ25)1基(移設し再使用)、空気弁(φ20)3基、水抜栓(φ25)4基、不断水簡易仕切弁(φ300)1基、不断水簡易仕切弁(φ200)1基、SGP-VD(φ50)L=3.5m(ドレーン管)	
2	工期	平成25年3月13日まで	
3	予定価格(税込み)	70,350,000円	
4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用	
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A
	3	同種工事施工実績	配水管布設替工事等。ただし、1件の工事請負額が3,500万円以上の実績に限る。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配布開始日	平成24年9月25日
	2	入札説明書等配布締切日	平成24年10月4日
	3	申請書受付開始日	平成24年9月25日
	4	申請書受付締切日	平成24年10月4日
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成24年10月11日
	6	設計図書配付開始日	平成24年9月25日
	7	設計図書配付締切日	平成24年10月12日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成24年9月25日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成24年10月12日
	10	入札日時	平成24年10月22日

		午前9時	
	11	価格以外の評価点公表日	平成24年10月25日
	12	開札日時	平成24年10月31日 午前10時
	13	落札者決定日	平成24年11月1日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 配置予定技術者の入札時の状況 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成24年10月17日 午後5時まで
	2	回答	平成24年10月18日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成24年10月29日まで
	2	回答	平成24年10月30日
価格以外の評価を修正した場合	公表	平成24年10月30日	
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる(ただし、部分払いとの選択制とする。)	
	部分払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市相生二丁目17番1号 電話055-237-5124		

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成24年9月25日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局工務部長 内 藤 恭 二

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	合併（土木）18号	
工事名	①（街路－16）配水管布設工事 ②下水道管工事（24D－4）	
工事場所	甲府市砂田町地内	
工事概要	1	工事内容 ①DIP. NS（φ100）124.1m、RRVP（φ75）2.2m、RRVP（φ50）2.6m、仕切弁. NS（φ100）6基、仕切弁. NS（泥吐弁）（φ75）2基 ②施工延長 L＝88.3m、リブ付塩ビ管布設工（φ200）L＝41.6m、人孔設置工（1号）3箇所、小口径汚水樹取付管取替工 2箇所、既設管撤去工（φ200）L＝46.7m、既設人孔撤去工（1号）3箇所、付帯工 一式
	2	工期 平成25年1月15日まで
	3	予定価格（税込み） 18,225,900円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務 適用
入札参加資格	1	本店所在地 甲府市内
	2	競争入札参加資格 土木一式 B又はC
	3	同種工事施工実績 配水管布設工事又は下水道管工事等。ただし、1件（配水管布設工事及び下水道管工事との合算可。）の工事請負額が、900万円以上の実績に限る。元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格 入札説明書に記載
日程	1	入札説明書等配付開始 平成24年9月25日

	日	
2	入札説明書等配付締切日	平成24年10月4日
3	申請書受付開始日	平成24年9月25日
4	申請書受付締切日	平成24年10月4日
5	入札参加資格確認結果通知日	平成24年10月11日
6	設計図書配付開始日	平成24年9月25日
7	設計図書配付締切日	平成24年10月12日
8	設計図書に関する質問開始日	平成24年9月25日
9	設計図書に関する質問締切日	平成24年10月12日
10	入札及び開札日時	平成24年10月22日 午前9時10分
提出書類	1	参加申請時 入札説明書に記載
	2	入札時 入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問 平成24年10月17日 午後5時まで
	2	回答 平成24年10月18日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市相生二丁目17番1号 電話055-237-5124	

甲府市上下水道局告示第52号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成24年9月25日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局工務部長 内 藤 恭 二

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 110060号		
工事名	(災対-1) 配水管布設替工事		
工事場所	甲府市塩部一・三丁目地内(甲府年金事務所の北)		
工事概要	1	工事内容	DIP. NS (φ100) 198.5m、DIP. K (φ100) 2.5m、DIP. NS (φ75) 11.5m、RRVP (φ75) 3m、仕切弁. NS (φ100) 4基、仕切弁. NS (φ75) 2基、消火栓 (φ75) 2基、水抜栓 (φ25) 4基
	2	工期	平成25年3月13日まで
	3	予定価格(税込み)	17,169,600円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 B又はC
	3	同種工事施工実績	配水管布設替工事等。ただし、1件の工事請負額が800万円以上の実績に限る。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成24年9月25日
	2	入札説明書等配付締切日	平成24年10月4日
	3	申請書受付開始日	平成24年9月25日
	4	申請書受付締切日	平成24年10月4日

提出書類	5	入札参加資格確認結果通知日	平成24年10月11日	
	6	設計図書配付開始日	平成24年9月25日	
	7	設計図書配付締切日	平成24年10月12日	
	8	設計図書に関する質問開始日	平成24年9月25日	
	9	設計図書に関する質問締切日	平成24年10月12日	
	10	入札及び開札日時	平成24年10月22日 午前9時15分	
	1	参加申請時	入札説明書に記載	
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事内訳書	
	入札参加資格に対する説明	1	質問	平成24年10月17日 午後5時まで
		2	回答	平成24年10月18日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。			
低入札価格調査制度	適用			
支払条件	前金払	請求できる		
	中間前金払	請求できる		
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市相生二丁目17番1号 電話055-237-5124			

甲府市上下水道局告示第53号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成24年9月25日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局工務部長 内 藤 恭 二

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 110062号		
工事名	(更新-2) 配水管布設替工事		
工事場所	甲府市丸の内一丁目地内 (市道紅梅南通り線)		
工事概要	1	工事内容	DIP. NS (φ250) 20m、DIP. K (φ250) 1.5m、DIP. NS (φ150) 235m、DIP. K (φ150) 9.5m、DIP. NS (φ100) 3m、DIP. NS (φ75) 8.5m、DIP. K (φ75) 1.5m、仕切弁. NS (φ250) 1基、仕切弁. NS (φ150) 4基、仕切弁. NS (φ75) 1基、消火栓 (φ75) 1基、水抜栓 (φ25) 2基
	2	工期	平成25年3月13日まで
	3	予定価格 (税込み)	32,309,550円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A又はB
	3	同種工事施工実績	配水管布設替工事等。ただし、1件の工事請負額が1,600万円以上の実績に限る。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成24年9月25日
	2	入札説明書等配付締切日	平成24年10月4日
	3	申請書受付開始日	平成24年9月25日
	4	申請書受付締切日	平成24年10月4日
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成24年10月11日

	6	設計図書配付開始日	平成24年9月25日
	7	設計図書配付締切日	平成24年10月12日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成24年9月25日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成24年10月12日
提出書類	10	入札及び開札日時	平成24年10月22日 午前9時20分
	1	参加申請時	入札説明書に記載
入札参加資格に対する説明	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事内訳書
	1	質問	平成24年10月17日 午後5時まで
入札の無効	2	回答	平成24年10月18日
	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市相生二丁目17番1号 電話055-237-5124		

甲府市上下水道局告示第54号

甲府市上下水道局契約規程 (昭和39年4月規程第2号) 及び甲府市契約規則 (昭和50年12月規則第66号) 第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成24年9月25日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局工務部長 内 藤 恭 二

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 110063号		
工事名	(配玉-1) 配水管布設工事		
工事場所	中央市中楯地内 (国母工業団地の南)		
工事概要	1	工事内容	DIP. NS (φ100) 209m、DIP. K (φ100) 4m、仕切弁. NS (φ100) 2基、仕切弁. NS (泥吐弁) (φ100) 1基、仕切弁. NS (泥吐弁) (φ75) 1基、空気弁 (φ25) 1基、臨給工 一式
	2	工期	平成25年1月31日まで
	3	予定価格 (税込み)	11,251,800円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	給水区域内
	2	競争入札参加資格	土木一式 直近の経営事項審査結果通知書の総合評価値 (P) 590点以上
	3	同種工事施工実績	配水管布設工事等。ただし、1件の工事請負額が500万円以上の実績に限る。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成24年9月25日
	2	入札説明書等配付締切日	平成24年10月4日
	3	申請書受付開始日	平成24年9月25日
	4	申請書受付締切日	平成24年10月4日
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成24年10月11日
	6	設計図書配付開始日	平成24年9月25日
	7	設計図書配付締切日	平成24年10月12日

	8	設計図書に関する質問開始日	平成24年9月25日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成24年10月12日
	10	入札及び開札日時	平成24年10月22日 午前9時25分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成24年10月17日 午後5時まで
	2	回答	平成24年10月18日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市相生二丁目17番1号 電話055-237-5124		

甲府市上下水道局告示第55号

甲府市上下水道局契約規程 (昭和39年4月規程第2号) 及び甲府市契約規則 (昭和50年12月規則第66号) 第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成24年9月25日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 130050号		
工事名	下水道改良工事(管渠更新H24-1)		
工事場所	甲府市丸の内一丁目地内		
工事概要	1	工事内容	施工延長 本管布設工(φ200)L=39.00m、公設汚水樹設置工 2箇所、管渠更生工(φ350)L=20.52m、(φ400)L=70.96m、部分更生(φ350)4箇所、付帯工 一式 ※適用工法については、自立管で公的機関の審査証明を得ている工法とする。
	2	工期	平成25年2月22日まで
	3	予定価格(税込み)	17,797,500円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A又はB
	3	同種工事施工実績	管更生工事において実績がある者又は下水道管工事で1件の工事請負額が、2,000万円以上の実績がある者。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成24年9月25日
	2	入札説明書等配付締切日	平成24年10月4日
	3	申請書受付開始日	平成24年9月25日
	4	申請書受付締切日	平成24年10月4日
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成24年10月11日
	6	設計図書配付開始日	平成24年9月25日
	7	設計図書配付締切日	平成24年10月12日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成24年9月25日
	9	設計図書に関する質問	平成24年10月12日

		締切日	
	10	入札及び開札日時	平成24年10月22日 午前9時30分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成24年10月17日 午後5時まで
	2	回答	平成24年10月18日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払		請求できる
	中間前金払		請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市相生二丁目17番1号 電話055-237-5124		

甲府市上下水道局告示第56号

甲府市上下水道局契約規程(昭和39年4月規程第2号)及び甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成24年9月25日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局工務部長 内 藤 恭 二

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(水道施設) 168号		
工事名	平瀬町平瀬簡易水道浄水設備設置工事		
工事場所	甲府市平瀬町地内		
工事概要	1	工事内容	機器据付工 一式 配管布設工 一式 電気計装設備工 一式 複合工 一式 付帯工 一式 保温工 一式
	2	工期	平成25年2月28日まで
	3	予定価格(税込み)	51,210,600円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	不適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	水道施設 直近の経営事項審査結果通知書の総合評価値(P)500点以上
	3	同種工事施工実績	水道施設工事。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成24年9月25日
	2	入札説明書等配付締切日	平成24年10月4日
	3	申請書受付開始日	平成24年9月25日
	4	申請書受付締切日	平成24年10月4日
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成24年10月11日
	6	設計図書配付開始日	平成24年9月25日
	7	設計図書配付締切日	平成24年10月12日
	8	設計図書に関する質問	平成24年9月25日

		開始日	
	9	設計図書に関する質問締切日	平成24年10月12日
	10	入札日時	平成24年10月22日 午前9時5分
	11	価格以外の評価点公表日	平成24年10月25日
	12	開札日時	平成24年10月31日 午前10時5分
	13	落札者決定日	平成24年11月1日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 配置予定技術者の入札時の状況 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成24年10月17日 午後5時まで
	2	回答	平成24年10月18日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成24年10月29日まで
	2	回答	平成24年10月30日
価格以外の評価を修正した場合		公表	平成24年10月30日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払		請求できる
	中間前金払		請求できる(ただし、部分払いとの選択制とする。)
	部分払		請求できる(ただし、工事請負額に応じ、適用除外あり。)
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585		

甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124

任免辞令

(市長事務部局)

土 門 つらら

技術職員に採用する
薬剤師を命ずる
市立甲府病院薬剤部技師を命ずる

高 見 和 宏

技術職員に採用する
臨床検査技師を命ずる
市立甲府病院診療支援部技師を命ずる

以 上 発 令 日 平成24年 9月 1日

市立甲府病院 診療部
市立甲府病院 看護部
(各通)

医長 中 村 一 也
主任 前 川 さつき

退職を承認する

以 上 発 令 日 平成24年 9月30日

--	--